

平成 23 年 6 月 17 日

(社) 宮城県建築士事務所協会・(社) 日本建築士事務所協会連合会 建築復興支援センター設置要項

(社) 宮城県建築士事務所協会

1. 設置趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、津波を伴った最大級の巨大地震であり、東北地方沿岸部を中心に甚大な被害を生じた。

特に大規模な被災をした宮城県の本会にとっては、法定団体として、建築設計の業務団体として地域との結びつきや地域社会における信頼の大きさから、被災地域の建築物に係る復旧・復興に積極的に取り組み、地域社会の期待に応えていかなければならない。

その期待される復興業務等を円滑に進めるため、日事連の支援を基に「建築復興支援センター」を設置し、被災建築物の復旧・復興、街の復興、コミュニティの復興、精神の復興に寄与する目的で設置する。

2. 名 称

(社) 宮城県建築士事務所協会・(社) 日本建築士事務所協会連合会 建築復興支援センター

3. 設置場所

(社) 宮城県建築士事務所協会内

〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2 丁目 2-40

4. 業務内容

1. 相談部会 (被災者の住宅等の復興再建相談の支援)

- ①被災建築物の復旧・再建に対する相談会の実施及び相談員の派遣・紹介
- ②町内会等が開催する防災やまちづくりに関する支援及び派遣
- ③被災調査等の調査員の派遣

2. 復興支援部会 (津波被災地等に対する支援)

- ①復興住宅の企画・開発及び普及提案事業
- ②津波に強い建築物の研究・発表
- ③まちづくり・コミュニティ復興支援及び被災地慰問

3. 行政部会 (行政に対する支援)

- ①建築行政情報の提供
- ②違反建築防止対策の協力、連携
- ③行政主催の建築相談等に対する派遣
- ④既存建築物耐震診断改修の啓発

⑤津波まちづくり新法の説明講習会の開催

4. 総務・広報部会

- ①建築復興センター及び支援事業に関する広報
- ②セミナー、シンポジウム等の開催
- ③被災会員に対する支援
- ④北東ブロック地震防災等連絡会議の提案

5. 業務日及び時間

毎週月曜日～金曜日（祝祭日を除く）、午前9時から5時

6. 設置期間

平成26年3月31日まで